**第８回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 議事概要**

**１ 日　時**　：　令和６年９月10日（火）15：55～17：05

**２ 場　所**　：　滋賀県庁 滋賀県危機管理センター１階 大会議室

**３ 出席者**　：　別添「出席者名簿」のとおり

**４ 議事概要**：

（１）開会

（２）幹事長挨拶

　　環境省水・大気環境局 伯野審議官及び国土交通省国土政策局 天野審議官から挨拶

（３）議事

①琵琶湖の保全及び再生の状況について

資料１により、滋賀県から説明

②琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況について

各資料により、国土交通省、環境省、農林水産省、総務省、文部科学省及び滋賀県から説明

資料２－１・参考資料２－１

国土交通省国土政策局：施策の実施状況の概要

資料２－２　環境省：琵琶湖保全再生等推進費等

資料２－３　国土交通省水管理・国土保全局：野洲川瀬・淵再生等

資料２－４　農林水産省（林野庁・水産庁）：水産多面的機能の推進等

資料２－５　総務省：地域おこし協力隊について等

資料２－６　文部科学省：文部科学省における環境教育の取組等

資料２－７　滋賀県：琵琶湖保全再生施策に関する計画(第２期)関連事業予算等

③琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換

（大阪府）

* 大阪府からは流域環境整備関連の取組として、ブルーカーボンの取組について情報提供する。
* 資料３－１、P1の青色の部分、万博会場も位置する大阪湾奥部においてはブルーカーボン生態系（藻場・干潟）のミッシングリンク（欠けている部分）となっており、緑色の部分は保全・再生の加速が必要な場所である。これらを民間企業や地域団体等と連携し、保全・再生することを、大阪湾MOBAリンク構想として掲げている。
* 当該構想に賛同する企業、団体、行政機関等が連携して、当該構想を実現するための取組を進めることを目的とし、大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（以下、アライアンスとする。）を令和６年１月に設立した。アライアンスは兵庫県とも連携して取り組んでいる。
* アライアンスは、ブルーカーボン生態系についての情報発信等を一元的に行うことや、ブルーカーボン生態系の創出等の活性化についてなど、主に 4 つの目的を掲げて、官民連携で取組を活性化するために設置した。
* 資料P3には現在の参加団体を示しており、民間企業や行政機関も含め、７月 24日現在で63団体と多くの団体が参加している。
* 令和６年５月には、アライアンスのスタートアップミーティングを開催しており、藻場再⽣・創出・技術実証ワーキング、情報発信強化ワーキングの2つのワーキングの設置や、実際のアライアンスの進め方について議論を行ったところ。
* また、万博開催に向けて会場周辺海域にブルーカーボン生態系を創出して大阪湾における取組を国内外に発信するため、民間事業者による藻場創出の取組の公募を実施し、今年度４件の事業を採択した。

（神戸市）

* 神戸の水道水源について、北側の六甲山地等に貯水池があるものの、貯水量としては一部しか賄えておらず、残り８割弱（約 64万㎥）は琵琶湖の水源から賄っている。
* 琵琶湖は神戸市としても貴重な水源であるため、その保全や節水に関する啓発を進めている。最近では動画作成による啓発なども行っている。
* 大阪府と同様にブルーカーボンの推進、保全等の取組を進めているところ。例えば、大学と連携した淡水域での実証実験として、貯水池に移植した水草による二酸化炭素の吸収・固定（淡水カーボン）の評価方法の確立などを目指している。
* 神戸空港の人口島では周囲を傾斜護岸とし、太陽光の届く浅場としている。海域の生物多様性を把握検証するために、各地で環境 DNA 分析を行い、生息する魚種を確認する取組も行っている。
* その他、研究開発の助成や、市民の活動に対する専門家による助言なども行っている。

（滋賀県）

* 県外の取組事例としては、京都府と連携し京都環境フェスティバルにおけるびわ湖の日の PR出展や、琵琶湖疏水沿いにある私立東山中学校で環境学習などの取組を展開している。
* 県内の取組事例としては、関西広域連合の事業の一環で、滋賀県の小学５年生全員が乗船する学習船「うみのこ」に下流府県市の学校の方が乗船する機会を設けている。今年度は 2 回の実施を予定しており、下流域圏の方々に琵琶湖に直接触れて理解を深めていただいている。
* 世界湖沼デー制定に向けた動向について、令和６年５月にインドネシアで開催された第10回世界水フォーラムにおける閣僚宣言で、全ての国や関係者が連携するための「世界湖沼デー」が国連プロセスに進むことが示され、秋頃に採択が期待されているところ。
* 世界湖沼デーのようなシンボリックな日が設けられることで、琵琶湖から淀川流域までの保全再生の取組や連携が一層進むことを期待する。

　（国土交通省　国土政策局）

* 本日の幹事会は関係機関が一同に会し、現場を視察した上で議論することからも、非常に有意義な会議だと思う。
* 水は空気と同様、普段ありがたみを感じにくいものだと思うが、参加者はこの機会にその大事さを実感できたと思う。
* 会議では国や地方自治体の活動について多く紹介されたが、視察等の際には魚道設置など、様々な環境活動において、地域住民やボランティアの方々が活躍されていると聞いた。
* 現在、国土政策局で二地域居住という政策を進めており、この通常国会で法案が成立したところで、この秋には施行される状況である。
* この二地域居住は地域にとって様々な効果があると言われており、国土政策局も一生懸命進めているところ。
* 人口減少の中、地方にとっては関係人口を増やしたい一方で、特に若者を中心とした都市住民の中には、コロナを経て地方に行って暮らしたい、活躍してみたい、という方が増えていると思われる。
* そういった地域の方々に、こういった琵琶湖の取組をはじめ、環境面での取組に関わってもらうことは非常に重要である。若者だからこそできることもたくさんあるため、新しい取組に積極的な人たちにも参加いただき、ぜひこういった制度をうまく活用していただきたいと考えている。
* 秋には二地域居住のプラットフォームの立ち上げも予定しており、自治体の方やボランティア、民間、様々な方の参画を得て、二地域居住を進めながら地域がより輝けるよう推進したいので、関係機関の方々にはプラットフォームへ参画いただき、こういった活動をとおして滋賀県や琵琶湖が、より素晴らしいものになることを期待している。

④その他

* 現行の琵琶湖保全再生計画の計画期間は令和7年度までとなっており、計画の施行状況を把握するため、施策ごとのフォローアップを実施し、法の目的を達成するため、今後の施策展開の検討が必要である。
* 第1回のフォローアップでは幹事会や協議会を開き、琵琶湖の保全及び再生に関して、議論した。琵琶湖保全再生計画の策定において法律では、関係地方公共団体の意見を聞き、及び主務大臣に協議しなければならない、という規定もあり、主務省庁や関係地方公共団体の皆様には引き続き、取組や連携の強化についてご協力をお願いしたい。

（資料の公表について）

資料１及び参考資料２－１を琵琶湖の保全及び再生に関する法律第23条に基づく公表資料として、後日、国土交通省、環境省及び滋賀県のホームページに掲載する。

（４）閉会

滋賀県江島副知事より挨拶

－以上－